

# 住友生命いずみホール 年間シート利用規約

この利用規約は、一般財団法人 住友生命福祉文化財団 住友生命いずみホール事業局（以下、いずみホール）と「住友生命いずみホール 年間シート」鑑賞権（以下、年間シート鑑賞権）及びこれを表象する年間シート入場券をご使用いただくすべての方の間において適用される条件をさだめたものです。

## 【総則】

年間シート鑑賞権は、1シーズン（4月～翌年3月）の間、いずみホールで開催されるいずみホール主催の公演のうち、いずみホールが指定する公演（以下、公演）を、いずみホールが指定する座席において鑑賞できる法律上の権利です。また、年間シート入場券は、年間シート鑑賞権を表象する書面です。

## 【有効期間】

年間シート鑑賞権はいずみホールが年間シート購入者（以下、購入者）に対して1シーズン毎に権利販売するものであり、次年度の権利販売を予約、保証するものではありません。

## 【入会】

年間シート鑑賞権の権利売買契約は、年間シート購入希望者（以下、購入希望者）からいずみホールが指定した書面による購入申し込みと、いずみホールの承諾によって成立するものとします。なお、購入希望者において過去に本規約を遵守しただけでなかったなど一定の事由がある場合、いずみホールは当該購入希望者からの購入申し込みを承諾しません。また、いずみホールは請求書（振込依頼書）を購入希望者に発送することで、購入申し込みを承諾するものとします。

## 【料金】

年間シート鑑賞権の販売契約（権利売買契約）が成立した場合、購入希望者はいずみホールに対しいずみホールが指定する料金（年間シート鑑賞ができる法律上の地位ないし資格の対価）をいずみホールが指定する期間内に所定の方式にて納入しなければならないものとし、いずみホールは料金納入後年間シート入場券を発行します。購入希望者が所定の期間内に所定の料金納入手続を行わなかった場合、購入希望者・いずみホール間の権利売買契約は直ちに失効するものとします。

## 【公演中止時】

不測の事態等で公演が開催できず、年度内に改めて公演が行われる場合、原則として、新たな日程が決定次第、いずみホールから購入者に書面またはホームページ等でご案内します。その場合、中止となった公演の入場券を振替公演の入場券として取り扱います。

また、公演が開催されず振替公演等も含め中止となった場合でも、料金の払戻しを要求することはできません。

ただし、天変地異やその他の特別な事情によって公演開催が不可能となった場合の対応は別途協議させていただきます。

## 【年間シート入場券に関して】

いずみホールへの入場は、公演ごとにいずみホールが指定する年間シート入場券が必要となります。当該公演に対応する有効な入場券をお持ちでない場合は、いかなる理由においても、ご入場いただくことはできません。

## 【禁止事項】

いずみホールは、購入者に対し、年間シート鑑賞権や年間シート入場券の全部又は一部、及び年間シート鑑賞権に付随する特典（権利、物品）を、第三者へ営利目的で転売することを禁じます。

もし購入者が上記禁止行為を行った場合、重大な利用規約違反として、購入者が取得した年間シート鑑賞権及びこれを表象する年間シート入場券は、将来に向けて失効する場合があります。この場合、いずみホールは失効した年間シート鑑賞権部分に関する料金の払戻義務を負担せず、この点について購入者は予め確認ないし承諾します。

なお、チケットショップやインターネットオークションなどを利用

した不特定多数への転売行為については、第三者への営利目的の転売行為とみなします。

## 【個人情報】

いずみホールは購入者からお預かりした個人情報を、以下の目的で利用することができるものとします。

- 年間シート契約に係る、発送関連業務  
※請求書等、郵便物含む
- 年間シートのご利用に紐づく、イベントやキャンペーンのご案内
- メールマガジン配信
- マーケティングデータの調査、統計、分析のため
- 有事の際の緊急連絡先として

2.いずみホールは、購入者から提供された個人情報を、以下の場合、第三者に対して開示できるものとします。

- 購入者の同意がある場合
- 裁判所、検察庁、警察、税務署、弁護士会、またはこれらに準じた権限を有する機関から開示を求められた場合
- いずみホールが行う業務を第三者に委託する場合

## 【反社会的勢力の排除】

購入者は、いずみホールに対し、本件契約時において、購入者（購入者が法人の場合は、代表者、役員、または実質的に経営を支配する者を含む）が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

2.購入者は、いずみホールが前項に該当するか否かを判定するために調査を要すると判断した場合、いずみホールの求めに応じてその調査に協力し、これに必要といずみホールが判断する資料を提出しなければなりません。

3.いずみホールは、購入者が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告その他の手続を要することなく、本件契約を即時解除することができるものとします。

4.いずみホールが、前項の規定により、本件契約を解除した場合には、いずみホールはこれによる購入者の損害を賠償する責を負わないものとします。

5. 本件契約を解除した場合、いずみホールから購入者に対する損害賠償請求を妨げないこととします。

## 【規約の変更】

いずみホールは、変更内容及び変更の時期を周知することにより、本規約を変更することができるものとします。

## 【合意管轄裁判所】

会員とホールとの間で訴訟の必要が生じた場合は、大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を合意管轄裁判所とします。

## 【準拠法】

本規約に関する準拠法は、日本法とします。

## 【附則】

この規約は、2022年12月1日より適用します。